



転載・複写禁止

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県佐世保市干尽町3番地47
 名 称 株式会社縣北衛生社
 代表者の氏名 代表取締役 外間 広一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐世保市長 宮 島 大 典



許可の年月日 令和6年4月1日

許可の有効年月日 令和8年3月31日

1. 事業の範囲

燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源物、し尿及び浄化槽に係る汚泥（これらのうち、特別管理一般廃棄物であるものを除く。）
 積替え又は保管を行う。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	佐世保市大塔町1306番5		
一般廃棄物の種類	面積	保管上限	積上上限高
し尿	12.93 m ²	10.60 m ³	車両内保管
浄化槽に係る汚泥	12.93 m ²	10.60 m ³	車両内保管
ごみ（可燃性、不燃性）	71.44 m ²	84.84 m ³	車両内保管
粗大ごみ（可燃性、不燃性）	17.77 m ²	20.84 m ³	車両内保管
資源物（かん類・びん類・ ペットボトル・古紙類）	21.87 m ²	26.47 m ³	車両内保管

※ただし、「し尿」及び「浄化槽に係る汚泥」については混載しない。

（裏面へ）

所在地	佐世保市宮津町646番1		
一般廃棄物の種類	面積	保管上限	積上上限高
ごみ(可燃性)	136.30 m ²	171.96 m ³	2.58m

3. 営業の区域

佐世保市内一円

ただし、し尿の収集運搬については、平成17年4月1日合併前の佐世保市内の南部に限る。

4. 許可の条件

燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源物等の分別徹底を図り、廃棄物の減量及び再生利用(資源化)等について、各基準(受入基準、排出基準)に従うこと。

5. 許可の更新又は変更の状況

令和4年4月1日 (更新許可)

令和5年10月2日 (積替え又は保管を行う場所の面積並びに積替えのための保管上限の一部変更)

令和6年4月1日 (更新許可、許可証は令和6年5月14日交付)